（給与の内払）

3　改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

内閣総理大臣　高市　早苗

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第九十三号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十七万九千円」を「百万六千円」に改める。

別表（第二条関係）

区分	報酬月額
最高裁判所長官	二、〇九五、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、五二八、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四六六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三五八、〇〇〇円
判事　一号	一、二二四、〇〇〇円
判事　二号	一、〇七八、〇〇〇円
判事　三号	一、〇〇六、〇〇〇円
判事　四号	八五二、〇〇〇円
判事　五号	七三六、〇〇〇円
判事　六号	六六四、〇〇〇円
判事　七号	六〇四、〇〇〇円
判事　八号	五四六、〇〇〇円
判事補　一号	四五九、〇〇〇円
判事補　二号	四二四、一〇〇円
判事補　三号	四〇四、四〇〇円
判事補　四号	三七九、九〇〇円
判事補　五号	三五二、一〇〇円
判事補　六号	三三七、三〇〇円
判事補　七号	三二〇、六〇〇円
判事補　八号	三一一、六〇〇円
判事補　九号	二九四、三〇〇円
判事補　十号	二八五、五〇〇円
判事補　十一号	二八〇、一〇〇円
判事補　十二号	二七六、三〇〇円
簡易裁判所判事　一号	八五二、〇〇〇円
簡易裁判所判事　二号	七三六、〇〇〇円
簡易裁判所判事　三号	六六四、〇〇〇円
簡易裁判所判事　四号	六〇四、〇〇〇円
簡易裁判所判事　五号	四七七、一〇〇円
簡易裁判所判事　六号	四五九、〇〇〇円
簡易裁判所判事　七号	四二四、一〇〇円
簡易裁判所判事　八号	四〇四、四〇〇円
簡易裁判所判事　九号	三七九、九〇〇円
簡易裁判所判事　十号	三五二、一〇〇円
簡易裁判所判事　十一号	三三七、三〇〇円
簡易裁判所判事　十二号	三二〇、六〇〇円
簡易裁判所判事　十三号	三一一、六〇〇円
簡易裁判所判事　十四号	二九四、三〇〇円
簡易裁判所判事　十五号	二八五、五〇〇円
簡易裁判所判事　十六号	二八〇、一〇〇円
簡易裁判所判事　十七号	二七六、三〇〇円